

沖縄県修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨及び事業目的)

第1条 知事は、貸切バス乗務員等が不足しているため、補助事業者が行う県外からの乗務員の確保、事務局運営及び事務局機能の仕組化に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象となる事業者等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、一般社団法人沖縄県バス協会とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和7年8月1日から令和7年12月31日までの期間中の乗務員の確保及びマッチングに関する事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表の第2欄に定める補助対象経費の額に同表第3欄の補助率を乗じた額を交付額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、沖縄県修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費内訳書
- (3) 誓約書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、沖縄県修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業交付決定通知書を通ずる。

(交付申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20

日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更申請）

第 8 条 補助事業者は、第 6 条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ沖縄県修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業補助金変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第 6 条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、沖縄県修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第 10 条 補助事業者は、規則第 10 条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 20 日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、沖縄県修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業補助金実績報告書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 人材確保及び受入実績書
- (2) 経費実績書
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業補助金確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、沖縄県修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業補助金返還命令通知書により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以

内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助事業者は、補助金の一部について概算払いを受けようとする場合は、沖縄県修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業補助金（概算払）請求書（様式第 5 号）により、知事に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助事業者は、第 12 条第 1 項の補助金確定通知を受けたときは、直ちに沖縄県修学旅行貸切バス等受入体制緊急支援事業補助金（精算払）請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 知事は、第 9 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。

5 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

6 第 1 項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

補助対象経費	補助率	上限額
県外から乗務員等を受け入れる場合に必要な渡航費、滞在費及び研修に要する経費（研修に直接必要な経費であって、講師謝金、会場使用料、研修期間中の人件費、バス車両の燃料費等） ※消費税及び地方消費税を除く。	8／10	（バス乗務員） 400,000 円/人 （バスガイド） 400,000 円/人